

佐世保市獣医学生修学資金募集要項

【佐世保市獣医学生修学資金給付事業の目的】

この事業は、獣医学を専攻する学生に対して、一定期間佐世保市役所で勤務することで返還が免除される修学資金をお貸しし、将来、佐世保市で獣医師として活躍してもらうことを目的としています。

【対象者】

以下の要件を満たす者

- (1) 大学において獣医学を履修する課程に在学している者であること
※現在高校3年生で、獣医系の大学に進学予定者の申込みは可能です。
なお、給付決定した場合の申請手続きは大学入学後になります。
- (2) 将来、市において、獣医師の業務に従事しようとする意思を有している者であること

【募集人数及び期間】

- (1) 募集人数
1人
- (2) 募集期間
令和7年4月22日（火）～令和7年7月31日（木）※必着

【給付額及び給付期間等】

- (1) 給付額
 - 国公立大学 月額 100,000 円以内
 - 私立大学 月額 180,000 円以内
- (2) 給付期間
令和8年度から最大6年間
(給付の決定した月から大学の正規の修業年限で大学を卒業する月までの間)

【申込から給付申請までの流れ】

- ①修学資金の貸与を受けたい方は、申込書（様式1～3または様式4～5）までを記入し、申込期限内に佐世保市職員課に提出してください。
- ②佐世保市による書類審査及び選考を実施します。
- ③選考結果を申込者に通知し、給付が決定後に申請の準備をして頂きます。

【給付決定後の提出書類について】

佐世保市獣医学生修学資金給付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、期限までに佐世保市職員課へ提出して下さい。

- （1）履歴書（写真を貼ったものに限ります。）
- （2）戸籍抄本
- （3）大学の学長又は学部長の推薦書（別記様式第2号）
- （4）在学証明書（大学が発行したものに限ります。）
- （5）学業成績証明書
- （6）連帯保証人となるべき人の保証書（別記様式第3号）

※連帯保証人は2人とし、独立して生計を営んでいる成年者でなければなりません。

連帯保証人のうち1人は、給付を受けようとする学生が未成年者であるときはその保護者、成年者であるときは父母兄弟又はこれに代わる人でなければなりません。

- （7）その他（必要な場合は、別途連絡します。）

※給付申請書の「給付を受けようとする期間」は、「令和〇年〇月から令和〇年〇月まで」と記入して下さい。給付決定後は、年度毎に1年間更新され、獣医師国家試験の受験資格を取得する年度まで同様となります。

【修学資金の交付】

手続きが完了後、原則として毎年度5月、8月、11月及び2月にそれぞれ3か月分を給付します。ただし、新規に貸与する場合における第1回目の貸与のとき、又は市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではありません。

【注意事項】

この修学資金の貸与の決定をもって、将来、獣医師として就業予定先に採用することを約束するものではありません。

採用には獣医師免許の取得及び採用試験に合格することが必要です。

なお、次の事項のいずれかに該当した場合、既に貸与された修学資金及び加算金（年 14.6%）を返還しなければなりません。

- 大学を退学したとき。
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 大学を卒業して2年以内に獣医師免許を取得しなかつたとき
- 獣医師の免許を取得後、1年以内に市の獣医師として従事しなかつたとき。
- 従事した期間が必要従事期間（貸与を受けた年数×1.5倍）に満たなかつたとき。

【申込先・問合せ先】

〒857-8585

長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市総務部職員課（担当 川尻）

電話：0956-37-6109（直通）

FAX：0956-25-9683

メール：syokuin@city.sasebo.lg.jp